

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
する)

目 次

◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「所得税法第三十条第二項の退職所得控除額」の下に「(以下「退職所得控除額」という。)」を加える。

附則に次の一項を加える。

19 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で昭和四十二年四月一日から

同年五月三十一日までの間に支払うものに係る附則第十七項の規定の適用については、同項中「所得税法第三十条第二項の退職所得控除額」と

あるのは「所得税法第三十条第三項に規定する勤続年数の計算の例によつて算定した勤続年数に應ずる昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第八号)別表に掲げる控除額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。